

遠軽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金申請のてびき

この制度は、町民が町内事業者から新たに購入した太陽光発電システムを、自ら居住する町内の戸建て住宅（店舗等との併用住宅を含む）に設置する場合に費用の一部を助成する制度です。補助申請は必ず設置工事前に行ってください。

制度の概要

■対象となる方

次の要件すべてを満たし、自ら電力会社と電灯契約を締結する方が対象となります。

- (1) 町内に住所を有する方（町内に転入する予定の方を含む。）
- (2) 自ら居住するまたは居住しようとする町内の住宅に太陽光発電システムを新たに設置する方
- (3) 太陽光発電システムの設置工事を町内に住所を有する事業者と契約締結した方
- (4) 申請者と同一世帯の方全員が町税等を滞納していない方
- (5) 借家に居住している方が設置する場合は、書面による所有者の承諾を受けている方
- (6) 完成届を申請年度の3月末日までに提出できる方

■対象システム（次の要件すべてを満たすシステム）

- (1) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1 kW以上10 kW未満のもの
- (2) 未使用（新品に限る）のもの
- (3) 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電灯契約を締結するもの
- (4) 省エネナビまたは省エネナビと同等以上の機能を備えた表示機器が設置されているもの
- (5) 申請年度中に設置工事を着工し、完成するもの

■補助金の額

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下第3位は切捨て）に、次の金額を乗じて得た額が補助金の額になります。（いずれの場合も3 kW以上のシステムを設置すると、補助金の上限額に達します。）

《新築住宅》1 kW当たり30万円【上限90万円】

《既築住宅》1 kW当たり10万円【上限30万円】

■新築住宅の要件（新築住宅の区分で補助金を受ける場合）

町内に住所を有する事業者により新築する住宅であって、平成4年新省エネルギー基準（断熱材及び防湿材について）に適合する住宅が対象になります。

■利用状況の報告

設置した翌月から12か月間の利用状況（簡易なもの）を報告していただきます。

申請の方法について

申請される方は、申請書とともに次の必要書類を添えて提出してください。

※補助申請は、必ず設置工事前に行ってください。

■提出様式

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）

■必要書類

- (1) 太陽光発電システムの設置に係る経費の内訳が明記されている契約書（明記されていない場合は、併せて経費の内訳が明記されている見積書）の写し
 - (2) システムの購入先、最大出力値、形状、規格、構造等が確認できるもの
 - (3) 住宅の位置図
 - (4) 工事着工前の写真
 - (5) 住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
 - (6) 住宅の図面（平面図、立面図、断面図及び断熱・気密性能の確認ができるもの）
- ※（5）と（6）の書類については、新築住宅の場合に限り必要となります。

■申請書の入手方法

- (1) 企画課又は各総合支所地域住民課で配布します。
- (2) 町ホームページからダウンロードしてください。

■申請書の提出先

企画課または各総合支所地域住民課に提出してください。

設置工事が完成したら ※申請年度の3月末までに提出【必須】

交付決定を受けた方が、太陽光発電システムの設置を完了したときは、速やかに次の書類を提出してください。

■提出様式

住宅用太陽光発電システム設置費補助金に係る設置完成届（様式第6号）

■必要書類

- (1) 支払領収書の写し
 - (2) 太陽光発電システムの設置状態が確認できる写真
 - (3) 電力会社からの太陽光発電余剰電力受給契約確認書及び電力受給開始のお知らせの写し
 - (4) 竣工検査の試験記録表の写し
 - (5) 住宅の写真（正面、前方斜め及び後方斜めから撮影したもの）
 - (6) 住宅の断熱材の性能、厚さ及び施工状況がわかる写真（床・壁・天井等、施工部位別に撮影）
- ※（5）と（6）の書類については、新築住宅の場合に限り必要となります。

■提出期限

申請年度の3月末日まで

住宅用太陽光発電設置費補助金申請の流れ

順番	手続きの名称	手続き者	提出様式	内 容
1	申請書の提出	申請者 → 町	様式第1号	企画課または各総合支所の地域住民課に提出してください。
2	決定の通知	町 → 申請者		申請書の審査後、結果を申請者に通知します。
3	設置工事			決定通知を受け取り次第、設備の設置工事を開始してください。
4	設置の提出	申請者 → 町	様式第6号	設置完了後、企画課または各総合支所の地域住民課に提出してください。 ※申請年度の3月末まで
5	補助金確定の通知	町 → 申請者		設置完了届の審査後、結果を申込者に通知します。
6	補助金の支払い	町 → 申請者		補助金を指定の口座に振り込みます。
7	利用状況報告書の作成・提出	申請者 → 町	利用状況報告書	設置が完了した翌月から利用状況報告書の作成を開始し、指定された日までに企画課または各総合支所の地域住民課へ提出してください。 ※12か月間作成が必要です。

問合わせ先

遠軽町総務部企画課

(電話) 0158-42-4818 (FAX) 0158-42-3688

(E-mail) kikaku@engaru.jp

(ホームページ) <http://engaru.jp>